

性暴力のない社会をめざして

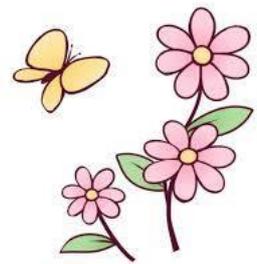
#MeTooから#MeTooへ

昨年6月に刑法・性犯罪規定が110年ぶりに改正されましたがレイプやレイプ未遂、わいせつ行為にセクシュアル・ハラスメント、子ども達への性虐待等、性暴力被害は広がっています。ちなみに無理矢理性交等された被害経験は女性の13人に1人です。(2018年3月内閣府調査)

自らの準強姦被害を实名で訴えたにもかかわらず、不起訴相当と決めつけた検察審査会のあり方も、弁護士を選任しない、男女比の構成などの問題があり、救済が得られない状況です。

深刻な人権侵害をなくすために活動している国際人権NGOのヒューマンライツ・ナウ副理事長である後藤弘子さんを迎えて、性暴力のない社会をめざし、刑法改正における3年後の見直しの課題等を学びます。

みなさまのご参加をお待ちしています。



講師：後藤弘子さん

千葉大学法科大学院教授（刑事法とジェンダー）

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ副理事長

日時：2018年6月2日（土）Pm2：00

場所：かながわ労働プラザ
6, 7会議室

JR根岸線石川町駅下車
045-633-5413



主催：NPO法人かながわ女のスペースみずら（ジェンダー学習会）

共催：一般社団神奈川人権センター

要予約：NPO法人かながわ女のスペースみずら 045-451-3776

資料代 500円

6月2日「性暴力のない社会をめざして」に参加します

《申込用紙》

住所

氏名

電話

このチラシをどこでご覧になりましたか？

(FAX番号) 045-451-6967

NPO法人かながわ女のスペースみずら (ジェンダー学習会)